

◎新潟県告示第835号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年7月21日

新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和2年7月13日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点（北緯37度08分05.96秒，東経138度03分05.93秒）から134度57分37秒，168.15mの地点

②の地点 ①の地点から197度53分57秒10.00mの地点

③の地点 ②の地点から182度30分04秒40.00mの地点

④の地点 ③の地点から92度30分25秒15.03mの地点

⑤の地点 ④の地点から2度40分02秒49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

糸魚川市大字筒石字潜岩2838番地，2839番地，2840番地，2840-1番地及び461-1番地の地内並びに同字2838番地，2840-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑥の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点（北緯37度08分05.96秒，東経138度03分05.93秒）から121度25分02秒，180.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から270度00分00秒82.72mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒100.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒90.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒41.89mの地点

(3) 面積

8,788.53平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地